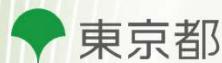


八王子都市計画道路3・3・13号下柚木片倉線  
(八王子市下柚木二丁目～八王子市片倉町)

## 都市計画変更素案説明会



- ただいまより、八王子都市計画道路3・3・13号下柚木片倉線の都市計画変更の素案について説明いたします。

## 本日の説明内容

- 1 計画のあらまし
- 2 地域の現状と課題
- 3 計画の目的
- 4 都市計画変更素案
- 5 道路構造の概要
- 6 今後の進め方

1

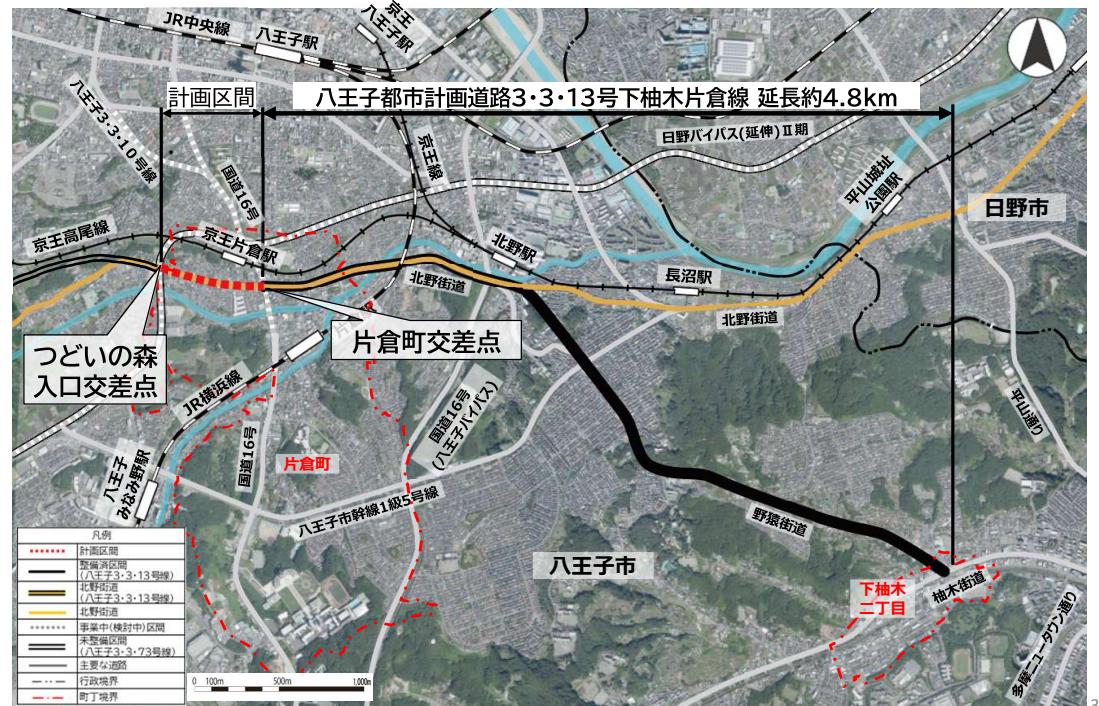
- 本日の説明内容はご覧のとおりです。
- まず、計画のあらましをご説明し、その後、地域の現状と課題、計画の目的、都市計画変更素案、道路構造の概要、今後の進め方、の順に説明いたします。
- なお、説明はパンフレットの内容に沿って行いますので、お手元のパンフレットも併せてご覧ください。

# 1 計画のあらまし

2

- はじめに、計画のあらましについて説明いたします。

## 八王子3・3・1 3号線と計画区間の位置



- 今回、都市計画変更を予定している八王子都市計画道路3・3・13号下柚木片倉線は、八王子市下柚木2丁目から片倉町を結ぶ延長約4.8kmの都市計画道路で、その一部は北野街道として緊急輸送道路に指定されています。
  - なお、今回の説明会では八王子都市計画道路3・3・13号下柚木片倉線を「八王子3・3・13号線」と呼ばせていただきます。
  - 今回、新たに都市計画道路に追加する区域は、片倉町交差点からつどいの森入口交差点付近までの区間で、今回の説明会ではこの区間を「計画区間」と呼ばせていただきます。

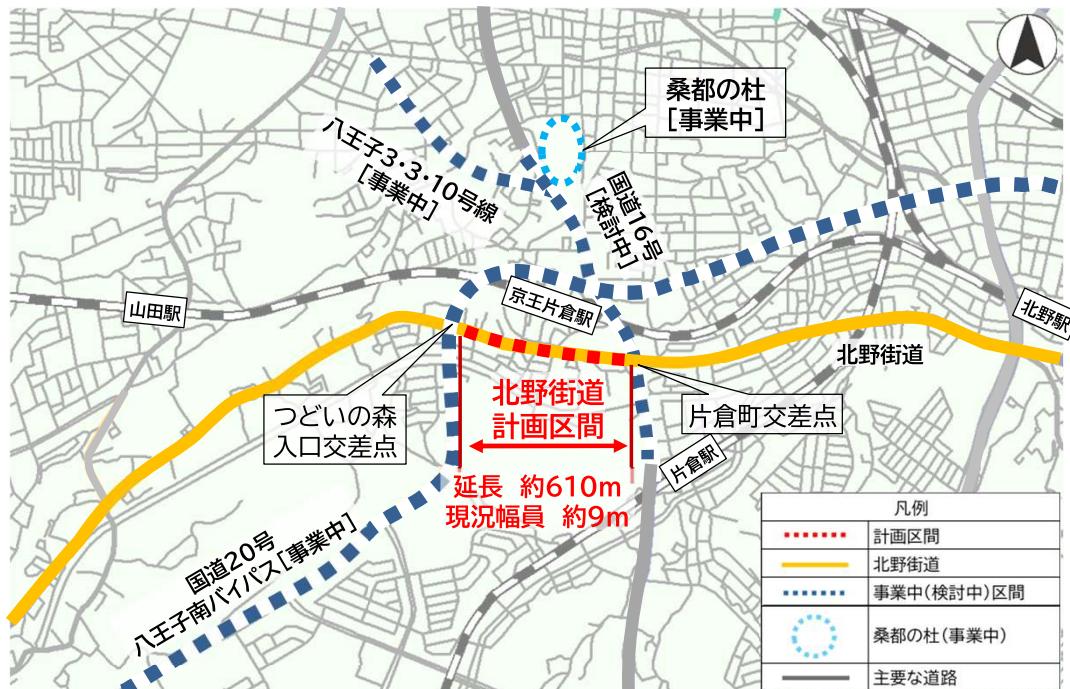
## 八王子市内の主要道路ネットワーク

- 八王子3・3・13号線と八王子3・3・73号線を連結し、東西方向の道路ネットワークを強化



- 前のスライドで示した計画区間には、現道の北野街道がありますが、一部で歩道の無い約9mの道路で慢性的な渋滞が発生しており、都市計画道路の位置づけがありません。
- 計画区間周辺の良好な交通環境を確保するためには、国道16号や国道20号八王子南バイパスと合わせ、八王子3・3・13号線と八王子3・3・73号線を連結し、東西方向の道路ネットワークを強化する必要があります。

## 計画区間周辺地域の状況

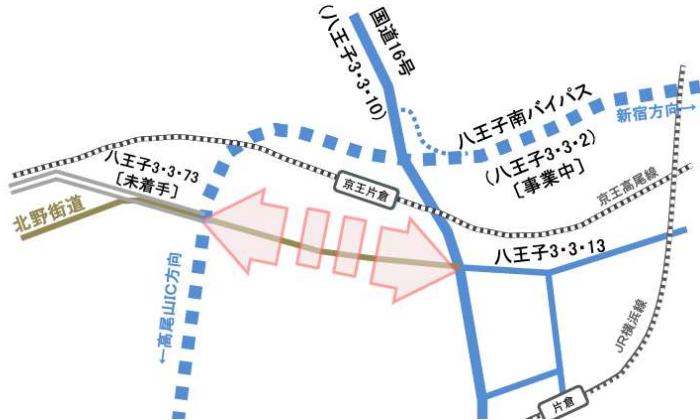


5

- 次に計画区間周辺地域の状況を説明いたします。
- 計画区間西側の交差道路は、国が国道20号八王子南バイパスを事業中で、東側の交差道路は、同じく国が国道16号の拡幅を検討しています。
- また、北側の国道16号沿いでは、八王子市が桑都の杜、東京都が八王子3・3・10号線を事業中であり、計画区間周辺では様々な事業や検討が進められています。

## 計画区間の位置づけと検討の方向性

「新たな都市計画道路の検討」箇所に位置づけ



凡 例
一般道(都市計画道路)
一般道(その他道路)
鉄道



出典:  
東京における都市計画道路の整備方針  
(第四次事業化計画)[平成28年3月]

交通の円滑化

歩行者の安全性の確保

緊急輸送道路としての機能強化

6

- こうした状況のなか、周辺の良好な交通環境を確保するため、平成28年に策定した「東京における都市計画道路の整備方針」において、計画区間を「新たな都市計画道路の検討」箇所に位置付けました。
- 東京都は、地域の実情や課題を踏まえ、交通の円滑化、歩行者の安全性の確保、緊急輸送道路としての機能強化などを考慮した道路網の拡充について検討を進めてきました。
- また、国や都、市で構成する「国道16号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において、前のスライドで示した周辺事業の進捗状況等の情報共有を図ってきました。

## 2 地域の現状と課題



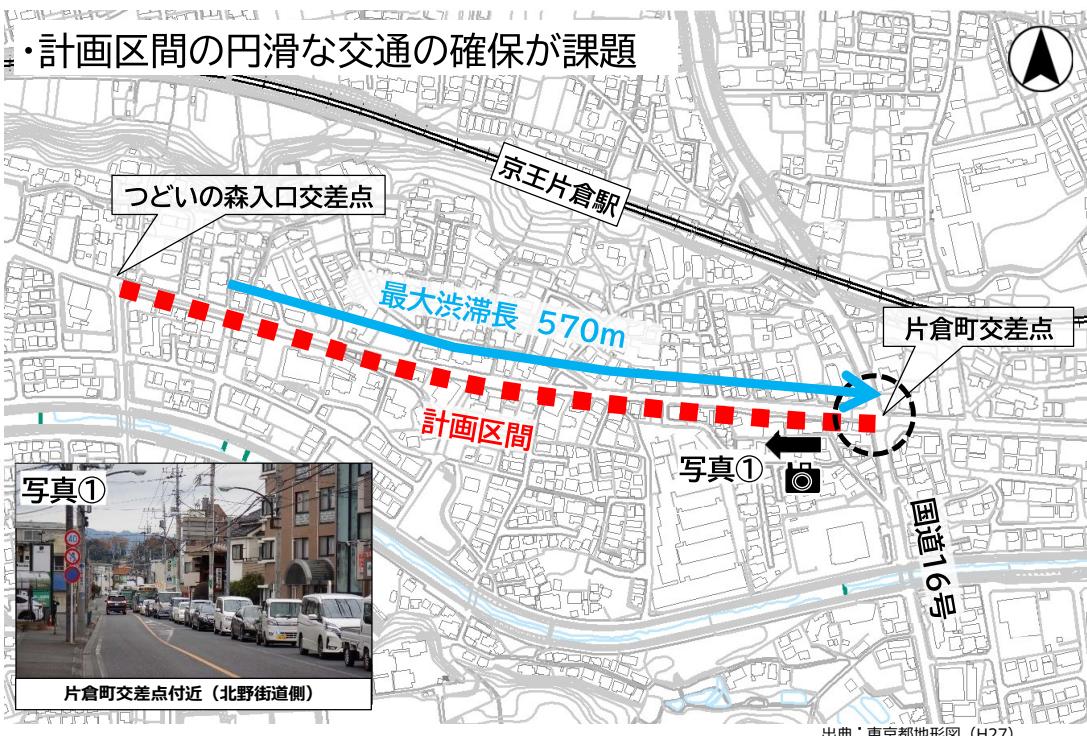
7

- 次に、地域の現状と課題について、都市計画道路の基本目標に基づき、「活力」、「防災」、「暮らし」、「環境」の4つの観点から、説明いたします。
- お手元のパンフレット2ページ目も併せてご覧ください。



## 活力（交通）

## 片倉町交差点の渋滞状況



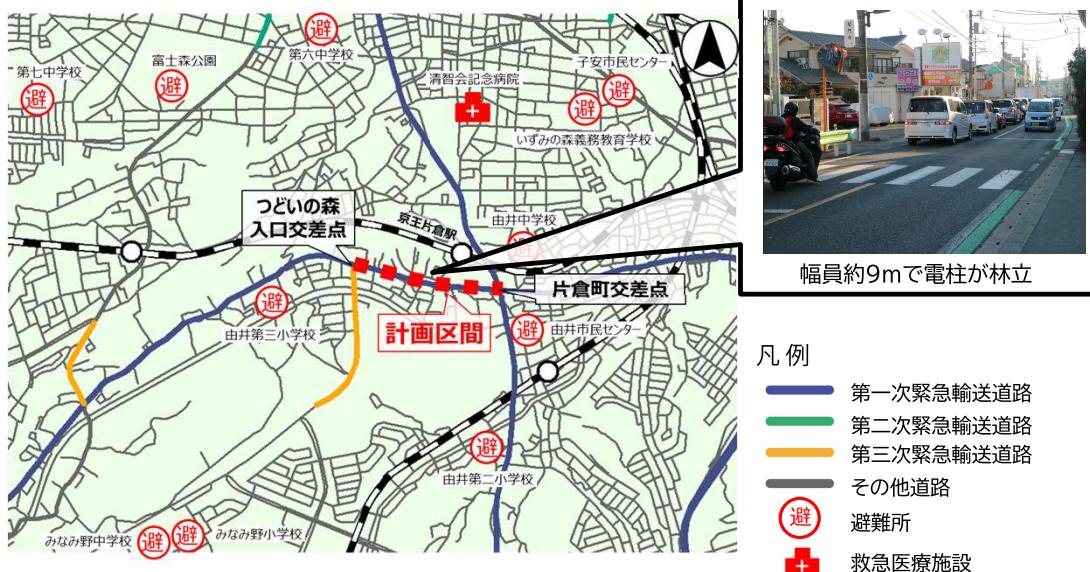
- まず、活力・交通についてです。
- これは、計画区間の渋滞状況を示したものです。
- 片倉町交差点を起点に慢性的な渋滞が発生しており、交通量の多い時間帯には最大570mほどの渋滞が発生しています。
- 交通渋滞は、多大な時間的・経済的損失、産業の高コスト構造を招くとともに、バスなどの都民の重要な足である公共交通の運行などに影響を与えます。
- このため、将来における多様な交通需要に対応した円滑な交通の確保が必要です。



防災

## 大規模災害発生時の緊急輸送

- 第一次緊急輸送道路に指定されているが、現道の幅員が約9m



※避難所：八王子市指定避難所

※救急医療施設：八王子市緊急医療救護所及び救急告示医療機関

9

● 次に防災です。

● この図は、地震等の大規模災害発生時に避難・救助や物資供給等の応急活動に用いられる緊急輸送道路及び計画区間周辺地域の避難場所や救急医療施設の指定状況を示したものです。

● この地域では計画区間を含む北野街道が第一次緊急輸送道路に指定されています。

● 右側の写真では計画区間内の状況を示しておりますが、幅員約9mの現道に電柱が林立しています。

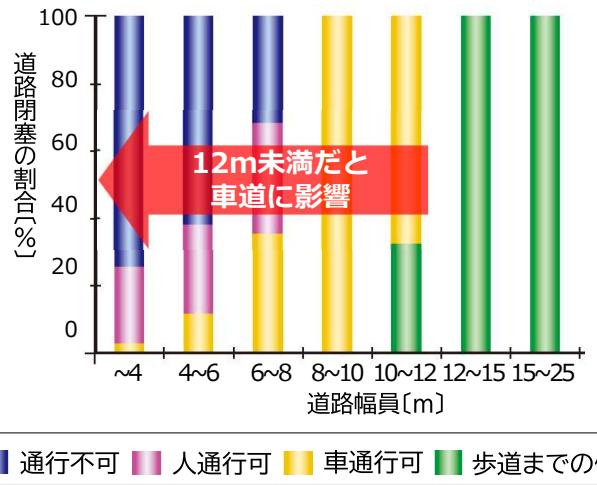


## 防災

# 大地震時における道路閉塞

- 震災時に電柱等が倒壊し、道路が閉塞する恐れがある

阪神・淡路大震災における道路幅員と道路閉塞の関係



出典:新時代のまちづくり・みちづくり(都市整備研究会)



阪神・淡路大震災における建物や電柱の倒壊状況



(参考)令和6年能登半島地震における建物や電柱の倒壊状況

10

- グラフは、阪神・淡路大震災における、道路幅員と道路閉塞の関係を示したものです。
- 阪神・淡路大震災の事例から、幅員12m未満の道路では右上の写真に示すように、沿道の建物や電柱の倒壊等により道路が閉塞する恐れがあり、応急活動に支障が出る可能性があります。
- このため、計画区間における緊急輸送道路としての機能強化を図っていくことが必要です。



暮らし



環境

## 計画区間の現況

- ・狭隘な現道では歩行者や自転車の安全性確保が課題であり、緑の確保も必要



歩道の無い箇所を歩く児童の様子



狭隘な現道と歩行者の通行状況

11

- 次に暮らしと環境です。
- 計画区間の一部は通学路に指定されていますが、狭隘な現道では歩行者や自転車の安全性確保が課題です。
- また、片倉町交差点より東側の道路は街路樹が設置されていますが、計画区間に設置されておらず、緑の連続性にも課題があります。

### 3 計画の目的



活力



防災



暮らし



環境

12

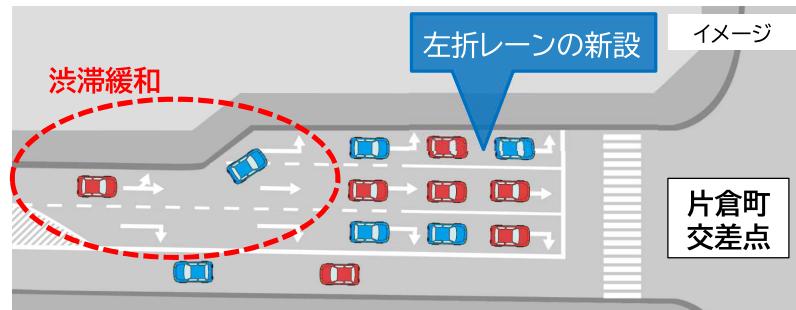
- これまで説明してきた地域の現状と課題をふまえ、今回の計画の目的について、説明いたします。
- お手元のパンフレットの3ページ、4ページ目も併せてご覧ください。



## 活力(交通)

# 交通の円滑化

- 付加車線の設置による片倉町交差点の渋滞緩和



- バスベイの設置による交通の円滑化



整備形態の詳細については、今後、関係機関と調整し、検討していきます。

13

- まず、交通の円滑化です。
- 片倉町交差点の渋滞緩和のため、計画区間の道路を拡幅し、国道16号に向かう左折レーンを新たに設置します。
- また、バスベイを設置することで、バス停車時に発生する後続車の滞留を緩和します。



## 防災

# 地域の防災性の向上

- ・広幅員の道路空間と無電柱化による災害時の物資輸送路や避難路としての機能確保



無電柱化のイメージ(川崎街道)

整備形態の詳細については、今後、関係機関と調整し、検討していきます。

14

- 次に、地域の防災性の向上です。
- 東京都は、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を目的に、無電柱化を積極的に推進しています。
- 都市の発展に伴い多くの電柱が建てられてきましたが、その結果、電線が張り巡らされ、都市景観が損なわれるだけでなく、災害時には電柱が倒れ、道路が閉塞する恐れがあります。
- 拡幅整備に伴う無電柱化により、災害時の物資輸送路や避難路としての機能を強化します。



暮らし



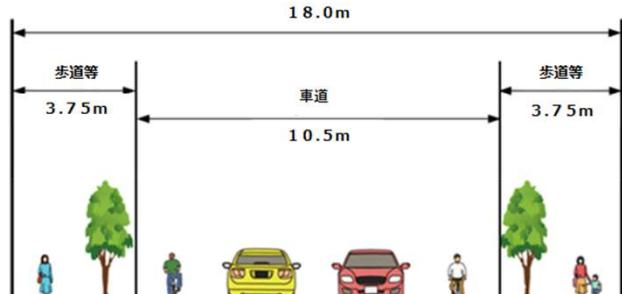
環境

## 安全で快適な都市空間の創出

- ・歩行者、自転車などの安全な通行空間を確保
- ・街路樹の整備による良好な都市景観の創出



狭隘な現道と歩行者の通行状況



街路樹のイメージ  
(計画区間付近の街路樹)



自転車専用通行帯のイメージ  
(東京都建設局HPより)



歩道幅員のイメージ  
(東京都建設局HPより)

※横断図、整備形態の詳細については、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。 15

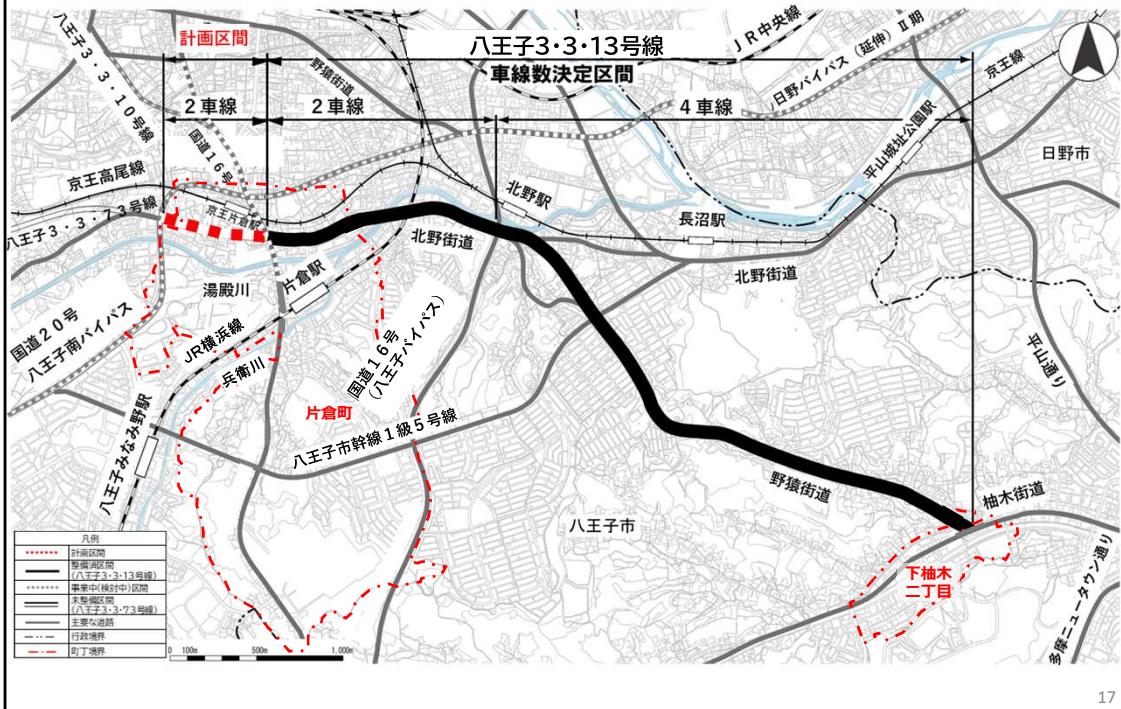
- 次に、安全で快適な都市空間の創出です
- 歩道と車道を分離し、自転車専用通行帯を設置することで安全な通行空間が確保されます。
- 都市計画道路の整備に当たっては、街路樹の設置などにより道路の緑化が図られます。
- 街路樹は排気ガスや騒音をやわらげ、道路沿いの環境を守るほか、景観の向上機能があり、良好な都市空間が創出されます。

## 4 都市計画変更素案

16

- 続いて、都市計画変更素案の内容について、説明いたします。

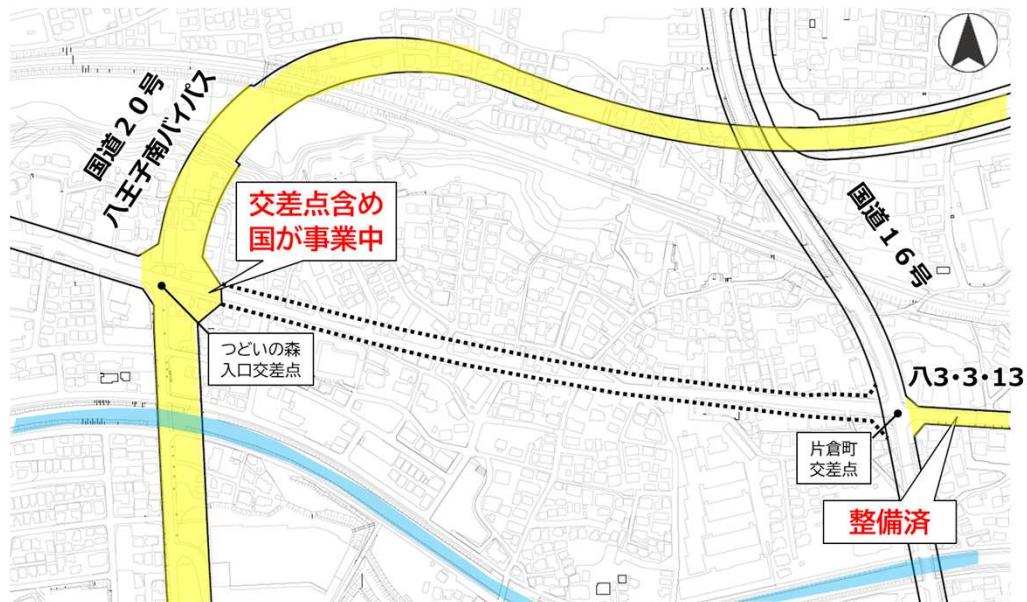
## 都市計画変更素案の位置図



- この図は今回、都市計画変更を予定している八王子3・3・13号線を示した位置図です。
- 八王子3・3・13号線は八王子市下柚木2丁目から八王子市片倉町を結ぶ都市計画道路です。
- 今回の都市計画変更では、八王子3・3・13号線の終点位置を約610m変更するとともに、車線の数を決定します。

## 計画区間の道路線形

- ・安全かつスムーズな交通を確保した道路線形

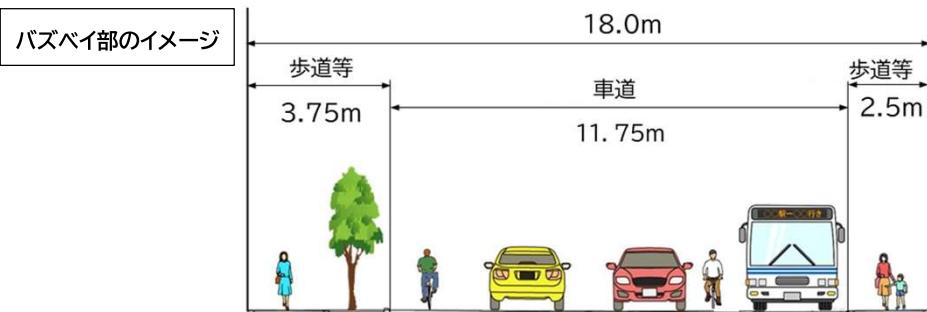


18

- 次に、計画区間の道路線形について説明いたします。
- 道路線形で考慮するポイントは2点です。
- 1点目は、計画区間の東側に位置する片倉町交差点について、その東側の八王子3・3・13号線は整備済みであり、道路中心線が決まっております。
- 2点目は、計画区間の西側に位置するつどいの森入口交差点について、交差する国道20号八王子南バイパスは、現在、国が交差点を含め事業中のため、整合を図る必要があります。
- 以上の2点から、その2つの交差点をコントロールポイントとし、交通の安全性・円滑性を確保する観点から、安定した走行ができるような道路線形としました。

## 計画区間の幅員について

- ・計画区間は、東京都条例において4車線の基準として定められた交通量22,000台／日に満たない状況であり、2車線で交通処理が可能
- ・自動車や自転車の交通の円滑化を図るとともに、歩道幅員も確保できる幅員18mとする



※横断図、整備形態の詳細については、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。

### 【経緯】

- 平成18年：地元協議会から“幅員25mで事業化”など要望書を受領  
平成28年：第四次事業化計画に“新たな都市計画道路の検討”へ位置付け  
令和6年：地元協議会から同様の要望書を受領

19

- 次に、計画区間の幅員について説明いたします。
- 計画区間については東京都条例において4車線の基準として定められた、一日につき22,000台の交通量に満たないため、2車線としております。
- 幅員構成については、2車線のほかに、バスベイや自転車専用通行帯を設置するとともに、車いす2台がすれ違い可能な歩道を確保できる、総幅員18mとしました。
- なお、計画区間については、平成18年、令和6年と八王子南バイパス・アクセス道路・街づくり協議会から“幅員25mの事業化”的要望書をいたしましたが、先程ご説明した通り、幅員は18m、車線数は2車線としました。

## 計画概要図



20

- この図は今回新たに都市計画の区域に追加する範囲を赤色で示したものです。
- 先ほどもご説明したとおり、現在の八王子3・3・13号線の終点位置を片倉町交差点からつどいの森入口交差点付近まで約610m変更し、道路幅員を18mとします。
- なお、片倉町交差点は左折レーンを新たに設置するため、幅員21mとします。

## 都市計画変更素案の概要

名称	八王子都市計画道路3・3・13号下柚木片倉線	
起点	八王子市下柚木二丁目	
終点	八王子市片倉町	
延長	約4,820m → 約5,430m	
計画区間	幅員	18～21m
	車線数	2車線
	構造形式	地表式（平面構造）

21

- こちらは、今回の都市計画変更素案の概要を示したものです。
- 今回の都市計画変更では、八王子3・3・13号線の終点位置及び延長を変更するとともに、車線の数を決定します。
- 延長は約4,820mから約5,430mに変更します。
- 計画区間については、一般部の幅員を18m、片倉町交差点付近を21mとします。
- 車線の数は2車線とし、道路の構造形式は地表式、いわゆる平面構造とします。

## 5 道路構造の概要

22

- 続いて、今回の計画区間の道路構造の概要について説明いたします。
- お手元のパンフレットの5ページ、6ページ目も併せてご覧ください。

## 道路構造の概要（イメージ図）



- ご覧いただいているスライドは計画区間の平面図と横断図のイメージ図です。
- 一般部の幅員構成としては、車道が10.5m、歩道等が両側に3.75mとし、総幅員として18mとしています。
- 片倉町交差点付近の幅員構成としては、車道が16m、歩道等が両側に2.5mとし、総幅員として21mとしています。
- また、車道の両側に自転車専用通行帯の設置を予定しています。
- 歩道と車道を分離し、自転車専用通行帯を設置することに加え、歩道には街路樹を設置し、無電柱化することで、安全で快適な道路空間が確保されます。

## 6 今後の進め方

24

- 最後に、今後の進め方について説明いたします。
- パンフレットの裏表紙も併せてご覧ください。

## 今後の進め方

都市計画変更素案の説明会

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

住民等の意見書

地元市の意見

都市計画審議会

都市計画決定・告示

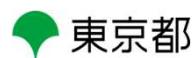
事業概要及び測量説明会  
現況測量・用地測量

事業着手

25

- ご覧いただいているスライドは今後の流れについて示したものです。
- 上から順番に説明いたします。
- 今回の説明会は、赤色で示した都市計画変更素案の説明会となります。
- 今後、皆様から頂いたご意見を参考にし、都市計画変更案を作成します。
- その後、この計画変更案を都庁及び八王子市役所において、公告・縦覧します。
- その際、ご意見がある方は、意見書を提出することができます。
- 最後に、都市計画審議会の審議を経て、都市計画変更の決定・告示となります。
- 都市計画決定後は、事業概要等の説明会や、測量作業を行い、事業認可等の手続きを経て事業に着手してまいります。

皆様のご理解とご協力を  
お願いいたします。



26

- 皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。
- 以上で東京都の八王子3・3・13号線の都市計画変更素案のご説明を終わります。

八王子3・3・13号線(片倉町、小比企町の各一部)の変更に伴う  
用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更

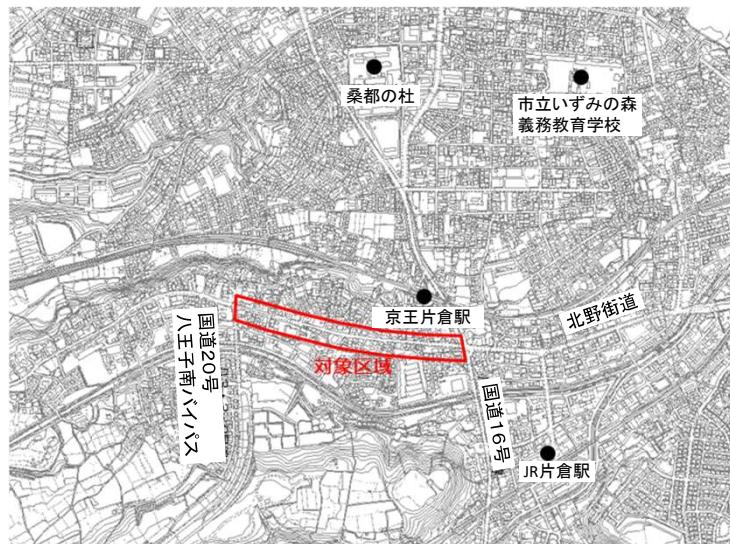
---

八王子市都市計画部都市計画課

- 続いて、八王子市が行う「八王子都市計画用途地域」、「八王子都市計画高度地区」、「八王子都市計画防火地域及び準防火地域」の変更内容について、説明いたします。
- なお、今回の説明会では、これらを一括して「用途地域等の変更」と呼ばせていただきます。

## 1-1 対象区域の位置

対象区域はJR片倉駅及び京王片倉駅の至近に位置し、国道16号及び国道20号八王子南バイパスが隣接する交通利便性に優れる区域です。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 7都市基交審第44号 (承認番号) 7都市基街都第141号、令和7年7月10日

1

- はじめに対象区域の位置について説明いたします。
- 今回の対象地は、JR片倉駅及び京王片倉駅の至近に位置し、国道16号及び国道20号八王子南バイパスが隣接する交通利便性に優れる区域となります。

## 1-2 変更の目的と変更に至った経緯

東京都

### 都市計画道路

八王子3・3・13号線の区間を延長し、対象区域を新たに都市計画道路として整備するため、都市計画を変更



八王子市

### 用途地域、高度地区、防火地域および準防火地域

新たに指定された都市計画道路の計画線に合わせ区域境界を変更

2

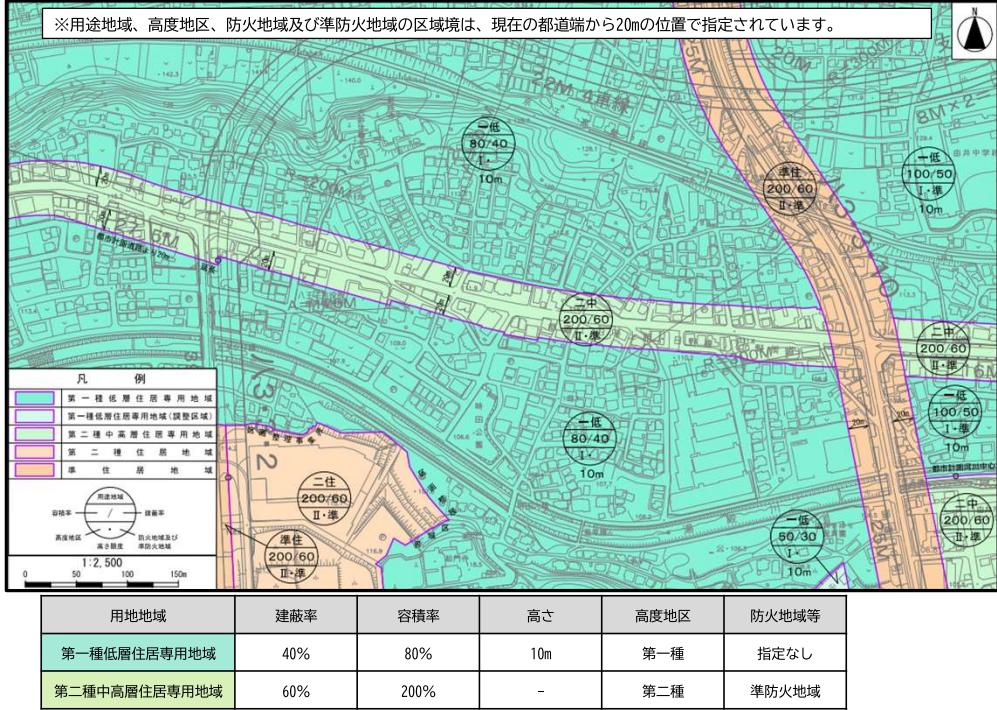
- 次に、変更の目的と変更に至った経緯を説明いたします。
- 先ほど東京都からご説明があった通り、八王子3・3・13号線の区間を延長し、対象区域を新たに都市計画道路として整備する素案が提示されました。
- 八王子市では、これに合わせ、引き続き沿道のにぎわいを誘導するとともに、今後の建築計画等に影響が及ぶことのないよう用途地域等の区域線を変更します。

### 1-3 現在の都市計画

## 变更前

□ 都市計画道路の計画線を示す。

※用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の区域境は、現在の都道端から20mの位置で指定されています。



- こちらのスライドでは、対象区域周辺の現在の都市計画および用途地域等についてお示ししています。

## 1-4 変更内容

変更後

都市計画道路の計画線

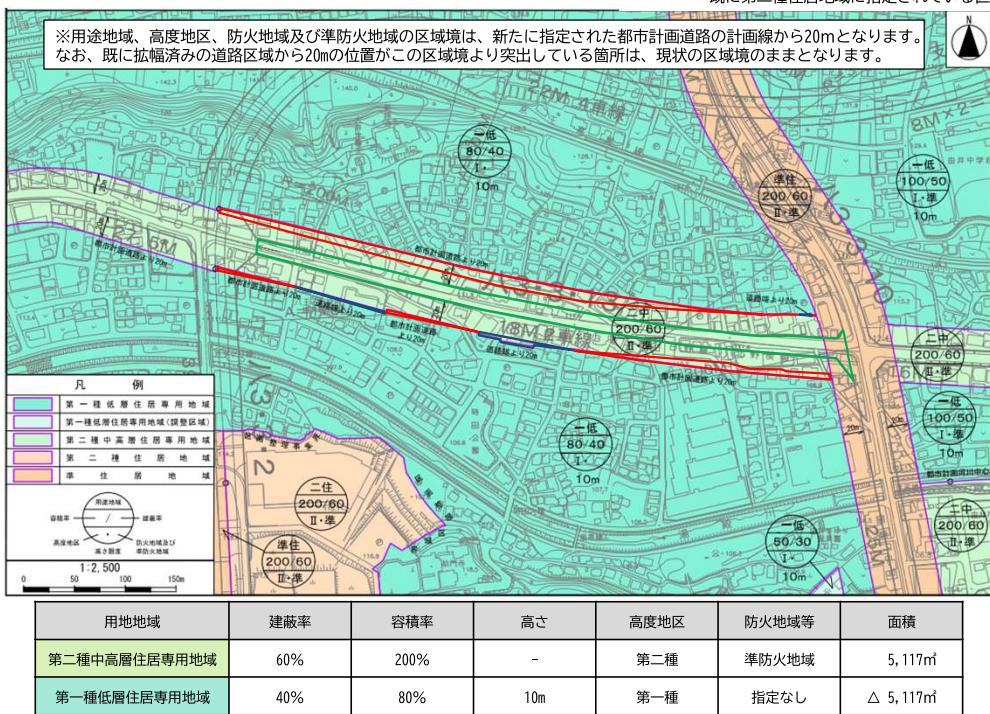
都市計画道路から20mの区域

(用途地域等の変更を行う区域)

既に拡幅済みの道路区域

(都市計画道路から20mの区域より突出しているが、

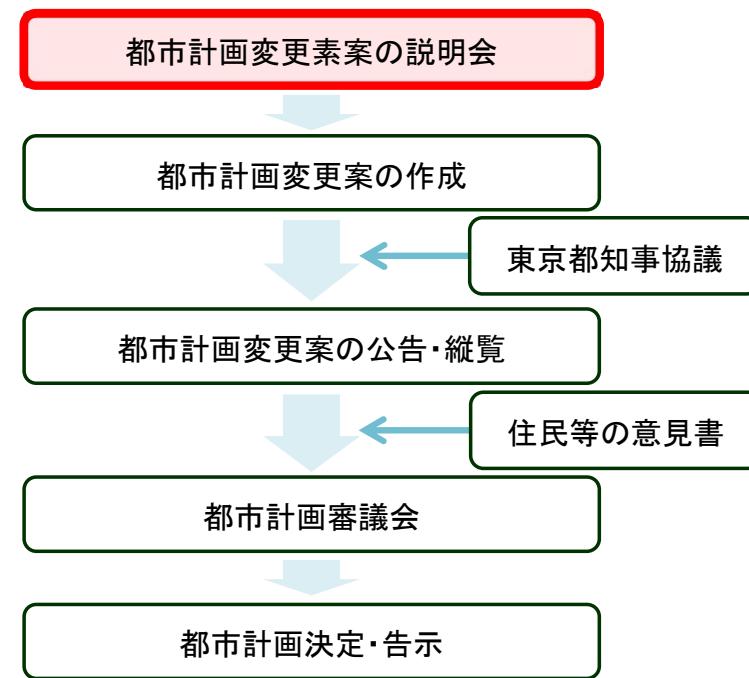
既に第二種住居地域に指定されている区域)



4

- 次に、資料3ページ、「1-4. 変更内容」をご覧ください。
- 都市計画図に緑色の縁取りで示す都市計画道路から20mを新たに用途地域等の境界線に設定します。
- これにより、赤色の縁取りが用途地域等の変更範囲となります。
- また、青色の縁取りで示す既に拡幅済みの道路から20mの範囲は、用途地域等の変更はありません。

## 2 今後のスケジュールについて



5

- 最後に、資料4ページ、「2. 今後のスケジュールについて」をご覧ください。
- 本日の素案説明会の開催後、都市計画法の規定に基づく法定手続きを行ってまいります。
- また、縦覧の内容や都市計画審議会に関する結果は、今後、「八王子市ホームページ」に掲載する予定です。

皆様のご理解とご協力を  
お願いいたします。

八王子市

6

- 以上で八王子市の用途地域等の都市計画変更素案のご説明を終わります。
- ご清聴ありがとうございました。